

- 住所 愛知県岡崎市伊賀新町18番地 4 本真由美 昭和56年1月14日生
- 住所 愛知県知多郡美浜町河和台3丁目206番地 韓曉麗 昭和46年12月16日生
- 住所 東京都豊島区駒込6丁目7番8号 瀧浩勤 昭和53年12月1日生
- 住所 東京都足立区新田3丁目37番13—510号 于幹 昭和53年11月16日生
- 住所 千葉県松戸市柴町2丁目82番地8 黄花蘭 昭和57年5月9日生
- 住所 東京都葛飾区東立石4丁目15番2—609号 ムンツアイ・アユミ 平成4年12月11日生
- 住所 埼玉県深谷市岡部2118番地2 劉又 平成6年8月8日生
- 住所 埼玉県春日部市中央1丁目16番地2 朴成東 昭和57年1月5日生
- 住所 埼玉県白岡市西8丁目11番8 ネルソン・セツオ・コバヤシ 昭和38年11月14日生
- 住所 ジュリアン・アユミ・バウチヌタ・コバヤシ 平成17年1月18日生
- 住所 埼玉県比企郡滑川町月の輪5丁目16番地7 王玉朋 昭和58年2月28日生
- 住所 埼玉県富士見市西みずほ台1丁目20番地9 モハメド・アミルロ・アハサン 昭和58年2月27日生
- 住所 京都市西京区松尾錦川町1番地21 崔裕坤 昭和49年1月19日生
- 住所 愛知県豊川市諏訪西町1丁目28番地5 何情睿 平成7年3月30日生
- 住所 何声斌 平成8年9月26日生
- 住所 岐阜県土岐市泉町大富180番地6 翟立廣 昭和61年9月24日生
- 住所 東京都練馬区大泉学園町1丁目17番5号 ヒロアキ・ヘンリー・コバヤシ 昭和52年2月28日生
- 住所 千葉県柏市大津ケ丘3丁目24番地1 李昇姫 昭和45年1月21日生
- 住所 三重県四日市市安島2丁目4番21—803号 李治吉 昭和38年1月3日生
- 住所 李錦 平成16年6月3日生
- 住所 李有里 平成17年10月15日生
- 住所 岡山県倉敷市西富井1271番地3 崔暎吉 昭和27年7月11日生
- 住所 崔淳子 昭和30年2月28日生
- 住所 崔仁 昭和60年3月5日生
- 住所 崔敏佳里 平成元年9月27日生

- 住所 岡山市北区西古松605番地8 崔亮 昭和57年3月2日生
- 住所 大阪市生野区田島3丁目3番24号 丁賢治 昭和29年7月1日生
- 住所 金満子 昭和34年2月28日生
- 住所 丁仁美 昭和61年8月12日生
- 住所 丁孔美 平成元年1月8日生
- 住所 大阪市生野区勝山南1丁目20番6号 韓京良 昭和48年6月29日生
- 住所 大阪市生野区田島2丁目15番14号 許貞美 昭和49年6月22日生
- 住所 韓惠子 昭和37年9月26日生
- 住所 余亜貴 昭和59年9月23日生
- 住所 李桃子 昭和61年5月21日生
- 住所 宋美子 昭和34年12月6日生
- 住所 金愛美 昭和63年9月4日生
- 住所 金寿樹 平成元年12月24日生
- 住所 高麗華 昭和59年1月3日生
- 住所 高彩華 昭和60年11月10日生
- 住所 高裕樹 昭和56年10月25日生
- 住所 任真可 昭和49年1月13日生

○厚生労働省 告示第一号

個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成二十八年厚生労働省・経済産業省告示第二号）を、平成二十九年五月三十日をもって廃止する。

平成二十九年五月二十三日  
 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
 経済産業大臣 世耕 弘成

○農林水産省告示第八百八十八号

農業機械化促進法（昭和二十八法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十八年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年五月二十三日

1 農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称	農機具の種類	農機具の型式名	依頼者の名称
農機具の種類	AGCO	AA. 2	AGCO Limited
農機具の種類	クボタ	IC1060W	株式会社クボタ

○農林水産省 告示第一号

農林水産省 国土交通省  
 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第三条第一項の規定に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十九年五月二十三日

農林水産大臣	山本 有二
経済産業大臣	世耕 弘成
国土交通大臣	石井 啓一

我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という）及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、我が国ではこれまで各般の違法伐採に対する取組を進めてきたところである。

平成十七年七月に英国で開催されたG8グリーンイギリス・サミットでは、違法伐採に対する取組について、木材生産国及び消費国双方の行動が必要であるとされた。これを受けて、平成十八年に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に基づき環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成十三年三月九日環境省告示第十一号。以下「グリーン購入法基本方針」という。）を改定するとともに、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性を適

切に証明できるように、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成するようにより、持続可能性が配慮され、及び合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象としたことである。

今後、政府調達の対象物品を取り扱う事業者だけでなく、木材関連事業者（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する木材関連事業者をいう。以下同じ。）が、合法伐採木材等（法第二条第二項に規定する合法伐採木材等をいう。以下同じ。）の利用を確保していくことにより、我が国の違法伐採に対する取組が自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するものとなるようにしていくことが必要である。

このため、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として、以下のとおり必要な事項を定める。

一 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本方向

合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るため、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材等（法第二条第一項に規定する木材等をいう。以下同じ。）の原材料となつてゐる樹木が我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。以下同じ。）に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」という。）その他の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるよう努める。